

「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」の一部改正等について

1. 背景

令和 2 年に改正バリアフリー法が成立し、当該附帯決議において、「移動円滑化基準適用除外認定車両を見直し、鉄道のない地方空港の空港アクセスバス路線に重点的にバリアフリー車両の導入が促進されるように必要な措置を検討すること。」と明記された。

また、学識経験者、障害者団体、事業者団体等からなる「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、令和 2 年 1 月に、バリアフリー施策のさらなるスパイラルアップに係る今後の対応策についてまとめた「2020 報告書」においても、空港アクセスバスについて、適用除外認定の見直しも含めてリフト付きバス等の導入を促進するための仕組みを検討する旨記載されたところである。

以上のことから、今般、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」の改正等を行うものである。

2. 改正の概要

(1) 指定空港^(注)への空港アクセスバスにおける移動円滑化基準適用除外の認定に関する取扱いを新設することとする。主な具体的な内容は、以下のとおり。

- ① 指定空港への空港アクセスバスにおける基準適用除外認定にあたっては、当該指定空港への空港アクセスバスにおけるリフト付きバス等のバリアフリー車両の導入状況を踏まえつつ、計画的なリフト付きバス等のバリアフリー車両の導入を前提に行うこととし、基準適用除外認定を受けようとする者は、概ね 3 年以内にリフト付きバス等のバリアフリー車両を導入する旨の導入計画書を地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
- ② 導入計画書の提出をもって基準適用除外認定を受けた者において、導入計画書に基づくリフト付きバス等のバリアフリー車両を導入した場合には、遅滞なく導入報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- ③ 導入計画書に基づくリフト付きバス等のバリアフリー車両の導入がなかった場合には、導入計画書の提出をもって基準適用除外認定を受けた車両の認定取消しなどを行う（ただし、考慮すべき特段の事情がある場合を除く。）。

(2) その他所要の改正

(注) 指定空港

- 1日当たりの利用者数が平均2,000人以上(※)で、かつ、鉄軌道によるアクセスのない空港をいう。

(※)「1日当たりの利用者数が平均2,000人以上」は、空港管理状況調書の空港別乗降客数における平成29年度から令和元年度の3年間の平均値に基づくもの。

- 具体的な空港(飛行場)名は以下のとおり。(27空港)

函館空港、旭川空港、釧路空港、女満別空港、秋田空港、青森空港、百里飛行場、新潟空港、小松飛行場、名古屋飛行場、広島空港、岡山空港、出雲空港、山口宇部空港、松山空港、高松空港、高知空港、徳島飛行場、鹿児島空港、熊本空港、長崎空港、大分空港、北九州空港、奄美空港、佐賀空港、新石垣空港、宮古空港

施行：令和3年4月1日